

航路標識の設置及び管理に関する ガイドライン 関係法令集

(令和3年7月1日制定)

法令集一覧

別添1 航路標識法

別添2 航路標識法施行規則

別添3 航路標識の設備の基準等を定める告示

別添4 浮標式を定める告示

航路標識法

昭和24年法律第99号

目次

第一章 総則 (第一条)
第二章 航路標識の設置及び管理
第一節 海上保安庁の行う航路標識の設置及び管理 (第二条―第六条)
第二節 航路標識協力団体 (第七条―第十条)
第三節 海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置及び管理 (第十―第十二節海上保安 庁以外の者の行う航路標識の設置及び管理 (第三十一条―第二十一条))
第四節 雑則 (第二十二―第二十五条)
第三章 航路標識に係る行為の制限 (第二十六―第三十条)
第四章 航路標識に関する費用 (第三十一―第三十四条)
第五章 雑則 (第三十五―第四十条)
第六章 罰則 (第四十一―第四十五条)
附則 (略)

第一章 総則

(この法律の目的及び用語の定義)

第一条 この法律は、航路標識を整備し、その合理的かつ能率的な運営を図ることによつて船舶交通の安全を確保し、あわせて船舶の運航能率の増進を図ることを目的とする。

2 この法律において「航路標識」とは、灯光、形象、彩色、音響、電波等の手段により港、湾、海峡その他の日本国の沿岸水域を航行する船舶の指標とするための灯台、灯標、立標、浮標、霧信号所、無線方位信号所その他の国土交通省令で定める施設をいう。

第二章 航路標識の設置及び管理

第一節 海上保安庁の行う航路標識の設置及び管理

(航路標識の設置及び管理の原則)

第二条 航路標識の設置及び管理は、海上保安庁が行う。

(工事原因者の工事の施行等)

第三条 海上保安庁長官は、海上保安庁が管理する航路標識（以下「管理航路標識」とい

う。)に関する工事以外の工事(以下この条及び第三十三条において「他の工事」という。)又は管理航路標識を汚し、若しくは損傷した行為(以下この条及び第三十三条において「他の行為」という。)によつて必要を生じた管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者にさせることができる。

(海上保安庁以外の者の行う管理航路標識に関する工事等の承認)

第四条 海上保安庁以外の者が管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持をしようとするときは、海上保安庁長官の承認を受けなければならない。ただし、ごみその他の廃物の除去、草刈りその他これらに類する小規模な維持については、海上保安庁長官の承認を受けることを要しない。

2 前項の承認を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 管理航路標識の位置
- 三 管理航路標識に関する工事の設計及び実施計画又は管理航路標識の維持の実施計画
- 四 その他国土交通省令で定める事項

(承認の基準)

第五条 海上保安庁長官は、前条第一項の承認の申請があつたときは、その申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

- 一 当該管理航路標識に関する工事又は当該管理航路標識の維持が海上保安庁が行う当該管理航路標識の管理及び船舶交通の安全に支障を及ぼすものでないこと。
- 二 当該管理航路標識に関する工事の設計及び実施計画又は当該管理航路標識の維持の実施計画が航路標識としての機能に支障が生じないようにするために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 三 申請者が当該管理航路標識に関する工事又は当該管理航路標識の維持をするに足りる能力を有すること。

(監督処分)

第六条 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第四条第一項の承認を取り消し、その効力を停止し、又は工事若しくは維持の中止若しくは管理航路標識を原状に回復することを命ずることができる。

- 一 第四条第一項の規定に違反して、管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持をした者
- 二 第二十二條の規定により第四条第一項の承認に付された条件に違反した者

- 三 偽りその他不正な手段により第四条第一項の承認を受けた者
- 2 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第四条第一項の承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
- 一 管理航路標識に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
 - 二 管理航路標識の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
- 3 前二項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく、当該措置を命ずべき者（以下この項において「義務者」という。）を確知することができないときは、海上保安庁長官は、当該義務者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下この項において「措置実施者」という。）に当該措置を行わせることができる。この場合においては、海上保安庁長官は、その定めた期限内に義務者において当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは海上保安庁長官又は措置実施者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。

第二節 航路標識協力団体

(航路標識協力団体の指定)

- 第七条 海上保安庁長官は、法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体であつて、次条第一項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、管理航路標識ごとに航路標識協力団体として指定することができる。
- 2 海上保安庁長官は、前項の規定による指定をしたときは、当該航路標識協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 航路標識協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。
- 4 海上保安庁長官は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(航路標識協力団体の業務等)

- 第八条 航路標識協力団体は、前条第一項の規定による指定に係る管理航路標識について、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 海上保安庁長官に協力して、管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持をすること。
 - 二 管理航路標識の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

- 三 管理航路標識の管理に関する調査研究を行うこと。
 - 四 管理航路標識の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
 - 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 航路標識協力団体は、前項第一号に掲げる業務として、前条第一項の規定による指定に係る管理航路標識に関する工事又は当該管理航路標識の維持（第四条第一項ただし書に規定するものを除く。）をしようとするときは、当該工事の設計及び実施計画又は当該維持の実施計画について海上保安庁長官に協議しなければならない。
- 3 前項の工事又は維持についての第四条第一項の適用については、前項の規定による協議が成立することをもつて、同条第一項の承認があつたものとみなす。

(監督等)

- 第九条 海上保安庁長官は、前条第一項に規定する業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、航路標識協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。
- 2 海上保安庁長官は、航路標識協力団体が前条第一項に規定する業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、当該航路標識協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 海上保安庁長官は、航路標識協力団体が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 海上保安庁長官は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

- 第十条 海上保安庁長官は、航路標識協力団体に対し、その業務の実施（新設）に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第三節 海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置及び管理

(海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置の許可)

- 第十一条 海上保安庁以外の者が航路標識（第二十一条第一項に規定するものを除く。）を設置しようとするときは、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を海上保安庁長官に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 航路標識の種類

- 三 航路標識の位置、構造及び設備
- 四 航路標識の管理の方法
- 五 その他国土交通省令で定める事項

(許可の基準)

第十二条 海上保安庁長官は、前条第一項の許可の申請があつたときは、その申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

- 一 当該航路標識の位置、構造及び設備が航路標識としての機能を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 当該航路標識の設置によつて、他人の利益を著しく害することとならないものであること。
- 三 当該航路標識の管理の方法が航路標識としての機能に支障が生じないようにするために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 四 申請者が当該航路標識を設置し、及びこれを管理するに足る能力を有すること。

(変更の許可等)

第十三条 第十一条第一項の許可を受けた者は、同条第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更（第三項及び第五項に規定する航路標識の設備の変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前条の規定は、前項の許可について準用する。
- 3 第十一条第一項の許可を受けた者は、同条第二項第三号に掲げる事項のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める区域又は海域にある電波を使用する航路標識として国土交通省令で定めるものの設備を変更したときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。
 - 一 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第四十三条第一項の規定による情報の提供が行われている場合 当該情報の提供が行われている同項に規定する区域
 - 二 港則法第四十六条第一項に規定する指定港非常災害発生周知措置とられている場合 当該指定港非常災害発生周知措置に係る指定港（同法第三条第三項に規定する指定港をいう。第三十五条第一項において同じ。）の区域
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、海上保安庁長官が港則法第三条第二項に規定する特定港における異常な気象又は海象による船舶交通の危険を防止する必要があると認める場合 当該特定港の区域のうち航路標識の設置が船舶交通の危険の防止を図る上で有効であると認めて海上保安庁長官が指定する区域
- 四 海上交通安全法（昭和四十七年法律第一百五号）第三十三条第一項の規定による情報の提供が行われている場合 当該情報の提供が行われている同項に規定する海域

- 五 海上交通安全法第三十七条第一項に規定する非常災害発生周知措置（以下この号及び第三十五条第一項において「非常災害発生周知措置」という。）がとられている場合 当該非常災害発生周知措置に係る指定海域（同法第二条第四項に規定する指定海域をいう。第三十五条第一項において同じ。）
- 4 海上保安庁長官は、前項第三号の規定による指定をする場合には、その旨並びにその区域及び期間を公示しなければならない。
- 5 第三項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる場合に該当しなくなつたときは、遅滞なく、当該届出に係る航路標識の設備を当該届出に係る変更前のものと同一のものに変更し、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。
- 6 第十一条第一項の許可を受けた者は、第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたとき、又は同条第二項第一号に掲げる事項その他国土交通省令で定める事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。

(供用の休廃止等の届出)

第十四条 第十一条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る航路標識の供用を休止し、若しくは廃止し、又は供用を休止した当該航路標識の供用を再開しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、海上保安庁長官にその旨を届け出なければならない。

(航路標識に事故が発生した場合の報告義務)

第十五条 第十一条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る航路標識について破損その他の事故が発生し、当該航路標識の現状に変更があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、直ちに、その旨を海上保安庁長官に報告しなければならない。

(航路標識の管理)

第十六条 第十一条第一項の許可を受けた者は、その位置、構造及び設備が第十二条第一号の国土交通省令で定める基準に適合するように当該許可に係る航路標識を維持しなければならない。

2 第十一条第一項の許可を受けた者は、その管理の方法が第十二条第三号の国土交通省令で定める基準に適合するように当該許可に係る航路標識を管理しなければならない。

(措置命令等)

第十七条 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十一条第一項の許可を受けた者に対し、期限を定めて当該航路標識につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該航路標識の供用の停止を命ずることができる。

- 一 第十一条第一項の許可を受けた者が第十三条第一項本文の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
- 二 第十一条第一項の許可を受けた者が第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 三 第十一条第一項の許可を受けた者が前条の規定に違反していると認めるとき。
- 四 第十一条第一項の許可を受けた者が第二十二条の規定により同項又は第十三条第一項の許可に付された条件に違反したとき。

第十八条 前条に規定する場合のほか、船舶交通の安全を図るため必要があると認めるときは、海上保安庁長官は、第十一条第一項の許可を受けた者に対し、当該許可に係る航路標識の改善、移転、撤去その他必要な措置をすべきことを命ずることができる。

- 2 船舶交通の安全を図るために特に必要があると認めるときは、海上保安庁長官は、国土交通省令で定めるところにより、第十一条第一項の許可に係る航路標識を直接に管理し、又は収用することができる。

(許可の取消し)

第十九条 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十一条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 第十一条第一項の許可を受けた者が第十三条第一項本文の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
- 二 第十一条第一項の許可を受けた者が第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 三 第十一条第一項の許可を受けた者が第十七条又は前条第一項の規定による命令に違反したとき。
- 四 第十一条第一項の許可を受けた者が第二十二条の規定により同項又は第十三条第一項の許可に付された条件に違反したとき。

(地位の承継)

第二十条 第十一条第一項の許可を受けた者の地位は、次項に規定する場合を除き、これを承継しようとする者が海上保安庁長官の認可を受けなければ、承継しない。

- 2 第十一条第一項の許可を受けた者が死亡した場合においては、その相続人（相続人が二人以上ある場合においては、その協議により定めた当該許可を受けた者の地位を承継すべき一人の相続人）は、当該許可を受けた者の地位を承継する。
- 3 前項の相続人は、第十一条第一項の許可を受けた者の死亡後六十日以内にその相続について海上保安庁長官の認可を申請しなければ、その期間の経過後は、同項の許可は、その効力を失う。認可の申請に対し、認可しない旨の処分があつた場合において、その

日以後についても、同様とする。

4 第十二条第四号の規定は、第一項又は前項の認可について準用する。

(海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置の届出)

第二十一条 海上保安庁以外の者が灯光、音響又は電波以外の手段により日本国の沿岸水域を航行する船舶の指標とするための航路標識を設置しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を海上保安庁長官に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 航路標識の種類
- 三 航路標識の位置、構造及び設備
- 四 航路標識の管理の方法
- 五 その他国土交通省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、同項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

3 第一項の規定による届出をした者は、その位置、構造及び設備が航路標識としての機能を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するように当該届出に係る航路標識を維持しなければならない。

4 第一項の規定による届出をした者は、その管理の方法が航路標識としての機能に支障が生じないようにするために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するように当該届出に係る航路標識を管理しなければならない。

5 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定による届出をした者に対し、期限を定めて当該航路標識につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該航路標識の供用の停止を命ずることができる。

- 一 第一項の規定による届出をした者が前二項の規定に違反していると認めるとき。
- 二 第一項の規定による届出をした者が第十項において準用する第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

6 前項に規定する場合のほか、船舶交通の安全を図るため必要があると認めるときは、海上保安庁長官は、第一項の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る航路標識の改善、移転、撤去その他必要な措置をすべきことを命ずることができる。

7 船舶交通の安全を図るために特に必要があると認めるときは、海上保安庁長官は、国土交通省令で定めるところにより、第一項の規定による届出に係る航路標識を直接に管理し、又は収用することができる。

8 第一項の規定により設置された航路標識の譲渡又は同項の規定による届出をした者に

ついて相続、合併若しくは分割（当該航路標識を承継させるものに限る。）があつたときは、当該航路標識を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合においては、その協議により定めた当該届出をした者の地位を承継すべき一人の相続人）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該航路標識を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

- 9 前項の規定により第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。
- 10 第十三条第六項、第十四条及び第十五条の規定は、第一項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第十三条第六項中「第一項ただし書」とあるのは「第二十一条第二項ただし書」と、「同条第二項第一号」とあるのは「同条第一項第一号」と読み替えるものとする。

第四節 雑則

（承認等の条件）

第二十二条 海上保安庁長官は、第四条第一項の承認又は第十一条第一項若しくは第十三条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

（報告徴収及び立入検査）

第二十三条 海上保安庁長官は、この章（第二節を除く。）の規定の施行に必要な限度において、第四条第一項の承認若しくは第十一条第一項の許可を受けた者又は第二十一条第一項の規定による届出をした者に対し、航路標識に関する工事又は管理に関し報告を求めることができる。

- 2 海上保安庁長官は、この章（第二節を除く。）の規定の施行に必要な限度において、その職員に、第四条第一項の承認若しくは第十一条第一項の許可を受けた者若しくは第二十一条第一項の規定による届出をした者の事務所その他の事業場、航路標識が設置されている場所又は航路標識に関する工事の場所に立ち入つて、航路標識、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（航路標識の告示）

第二十四条 海上保安庁長官は、航路標識が新たに設置されたとき、又は航路標識の位置の変更、供用の休止、再開若しくは廃止その他その現状に変更があつたときは、直ち

に、その旨を告示しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合において告示するいとまがないときは、他の適当な方法によることができる。

(事故発見者の報告義務)

第二十五条 航路標識に事故のあることを発見した者は、直ちに、その旨を海上保安庁又は最寄りの管区海上保安本部若しくはその事務所に通報しなければならない。

第三章 航路標識に係る行為の制限

(灯火等の制限)

第二十六条 何人も、みだりに航路標識と誤認されるおそれがある灯火を使用し、又は音響を発してはならない。

- 2 海上保安官は、前項に規定する行為をし、又はしようとしている者に対し、当該灯火又は音響の消滅その他航路標識と誤認されないようにするため必要な措置をすべきことを命ずることができる。

(工事等の制限)

第二十七条 航路標識の機能の障害となるおそれのある建築物の建設、沈没物の引揚げその他の工事又は作業をする者は、その障害を防ぐため必要な措置をしなければならない。

- 2 海上保安庁長官は、前項に規定する工事又は作業についてその権原を有する者に対し、航路標識の機能の障害を防ぐため必要な措置をすべきことを命ずることができる。

(植物についての制限)

第二十八条 何人も、航路標識の付近に、当該航路標識の視認を妨げるおそれのある植物を植えてはならない。

- 2 海上保安庁長官は、前項の規定に違反して植えられた植物についてその権原を有する者に対し、当該植物の航路標識の障害となる部分の除去、移植その他必要な措置をすべきことを命ずることができる。植物が成長して航路標識の視認を妨げるに至ったときも、同様とする。
- 3 航路標識を設置したときに現にあつた植物が当該航路標識の視認を妨げ、又は妨げるようになったときは、海上保安庁長官は、その権原を有する者に対し、障害となる部分の除去、移植その他必要な措置をすべきことを命ずることができる。

(船舶についての制限)

第二十九条 船舶（はしけ、いかだその他の船舶に類似する工作物を含む。以下この条において同じ。）は、みだりに航路標識に損傷を及ぼすおそれのあるほどこれに接近して

航行させてはならない

- 2 船舶は、航路標識に係留させてはならない。
- 3 船舶は、航路標識の視認を妨げ、又は航路標識に接触するおそれのある場所に停泊又は停留させてはならない。

(汚損行為の禁止)

第三十条 何人も、航路標識を汚し、又は損傷を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。

第四章 航路標識に関する費用

(海上保安庁以外の者の行う管理航路標識に関する工事等に要する費用)

第三十一条 第四条第一項の規定により海上保安庁以外の者がする管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持に要する費用は、当該工事又は維持をする者が負担しなければならない。

(義務の履行のために要する費用)

第三十二条 この法律の規定による義務又は第六条第一項若しくは第二項、第九条第二項、第十七条、第十八条第一項、第二十一条第五項若しくは第六項、第二十六条第二項、第二十七条第二項、第二十八条第二項若しくは第三項若しくは第三十五条第一項の規定に基づく処分による義務を履行するために必要な費用は、当該義務者が負担しなければならない。

(原因者負担金)

第三十三条 海上保安庁長官は、他の工事又は他の行為により必要を生（新設）じた管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持の費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者にその全部又は一部を負担させるものとする。

(強制徴収)

第三十四条 第六条第三項又は前条の規定に基づく負担金（第三項及び（新設）第四項において単に「負担金」という。）をその納期限までに納付しない者がある場合においては、海上保安庁長官は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

- 2 海上保安庁長官は、前項の規定による督促をした場合においては、国土交通省令で定

めるところにより、延滞金を徴収することができる。この場合において、延滞金は年十四・五パーセントの割合で計算した額を超えない範囲内で定めなければならない。

- 3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、海上保安庁長官は、国税滞納処分の例により負担金及び前項の延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 4 延滞金は、負担金に先立つものとする。

第五章 雑則

(非常災害時における緊急措置)

- 第三十五条 海上保安庁長官は、非常災害発生周知措置をとつたときは、海上交通安全法第三十七条第二項に規定する非常災害解除周知措置をとるまでの間、当該非常災害発生周知措置に係る指定海域又は当該指定海域に隣接する指定港内における船舶交通の危険を防止するため航路標識を設置する緊急の必要があると認める場合に限り、当該航路標識を設置する現場付近にある船舶に対し当該航路標識の設置に関する業務に従事すべきことを命じ、又はその現場において、船舶、船舶用品その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。
- 2 前項の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

(海上保安庁の行う電波を使用する航路標識による情報の送信)

- 第三十六条 海上保安庁は、空港、道路、港湾施設その他の施設を設置し、又は管理する者からの申出を受けた場合において、海上保安庁長官が船舶交通の安全を図るため必要があると認めるときは、その業務の遂行に支障のない限り、第十三条第三項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める区域又は海域内において、当該者に代わつて電波を使用する航路標識として国土交通省令で定めるものによる情報の送信を行うことができる。
- 2 前項の申出をする者は、実費を勘案して国土交通省令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

(損失補償)

- 第三十七条 第六条第二項、第十八条、第二十一条第六項若しくは第七項、第二十八条第三項又は第三十五条第一項の規定によつて生じた損失に対しては、次に定めるところにより補償をするものとする。
- 一 補償の額は、第六条第二項の場合にあつては同項に規定する処分により通常生ずべ

き損失額又は同項に規定する措置をするのに通常要すべき費用、第十八条第一項又は第二十一条第六項の場合にあつては当該航路標識の改善、移転、撤去その他の措置をするのに通常要すべき費用、第十八条第二項又は第二十一条第七項の規定により航路標識を収用する場合にあつては当該航路標識を建設するとすれば通常要すべき費用から当該航路標識の減価部分に相当する額を控除した額、第二十八条第三項の場合にあつては植物の障害となる部分の除去、移植その他の措置をするのに通常要すべき費用及び時価によつて算定した当該植物についての損失額、第三十五条第一項の場合にあつては同項の規定による行為により損失を受けた者についての損失額に相当する金額とする。

二 補償を受けようとする者は、海上保安庁長官に、補償を受けようとする見積額を記載した申請書を提出しなければならない。

三 海上保安庁長官は、前号の申請があつたときは、遅滞なく、補償すべき金額を決定し、当該申請人に通知しなければならない。

2 前項第三号の決定に不服がある者は、その決定を知つた日から六月以内に、訴えをもつて補償の額の増額を請求することができる。

3 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(聴聞の特例)

第三十八条 海上保安庁長官又は海上保安官は、第二十六条第二項、第二十七条第二項又は第二十八条第二項若しくは第三項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該命令に係る関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(権限の委任)

第三十九条 この法律の規定により海上保安庁長官の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、管区海上保安本部長に行わせることができる。

2 管区海上保安本部長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を管区海上保安本部の事務所の長に行わせることができる。

(経過措置)

第四十条 この法律の規定に基づき国土交通省令を制定し、又は改廃する場合においては、国土交通省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内におい

て、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第六章 罰則

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条第一項の規定に違反して、許可を受けずに航路標識を設置したとき。
- 二 第十三条第一項本文の規定に違反して、許可を受けずに第十一条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更したとき。

第四十二条 第六条第一項若しくは第二項、第十七条、第十八条第一項又は第二十一条第五項若しくは第六項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条（第二十一条第十項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして航路標識の供用を休止し、若しくは廃止し、又は供用を休止した航路標識の供用を再開したとき。
- 二 第二十一条第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして航路標識を設置したとき。
- 三 第二十一条第二項本文の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして同条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を変更したとき。
- 四 第二十三条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 第二十三条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の陳述をしたとき。
- 六 第二十六条第二項、第二十七条第二項又は第二十八条第二項若しくは第三項の規定による命令に違反したとき。
- 七 第三十条の規定に違反したとき。

2 第二十九条の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十一条、第四十二条又は前条第一項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第四十五条 第十三条第三項、第五項若しくは第六項（第二十一条第十項において準用する場合を含む。）又は第二十一条第九項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を

(令和三年十一月一日改正)

(別添 1)

した者は、十万円以下の過料に処する。

航路標識法施行規則(抄)

昭和24年運輸省令第30号

目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 海上保安庁の行う航路標識の管理(第一条の二―第一条の五)
- 第三章 航路標識協力団体(第一条の六)
- 第四章 海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置及び管理
 - 第一節 灯光、音響又は電波の手段により日本国の沿岸水域を航行する船舶の指標とするための航路標識の設置及び管理(第二条―第十四条)
 - 第二節 灯光、音響又は電波以外の手段により日本国の沿岸水域を航行する船舶の指標とするための航路標識の設置及び管理(第十五条―第二十六条)
 - 第三節 雑則(第二十七条)
- 第五章 雑則(第二十八条―第二十九条)
- 附則(略)

第一章 総則

第一条 航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号。以下「法」という。)第一条第二項の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 灯台(灯光の光度(実効光度が光度より小さい場合にあつては、実効光度。以下この条において同じ。)が十五カンデラ以上のものに限る。第六条第一項及び別表第一において同じ。)
- 二 灯標(灯光の光度が十五カンデラ以上のものに限る。第六条第一項において同じ。)
- 三 灯浮標(灯光の光度が十五カンデラ以上のものに限る。第六条第一項において同じ。)
- 四 導灯
- 五 指向灯
- 六 照射灯
- 七 施設灯(灯光の光度が十五カンデラ以上のものに限る。第六条第一項において同じ。)
- 八 橋梁灯(灯光の光度が十五カンデラ以上のものに限る。第六条第一項において同じ。)
- 九 立標(標体(航路標識の頭標(航路標識の最上部に掲げられる形象物をいう。以下同じ。))以外(灯火を有する航路標識にあつては、頭標及び灯火以外)の平均水面よ

り上方の部分（基礎の上面が平均水面より高い航路標識にあつては基礎の上面より上方の部分、第三号及び次号に掲げる航路標識にあつては水面より上方の部分）をいう。以下同じ。）の鉛直投影面積が二平方メートル以上のものに限る。第十九条第一項において同じ。）

十 浮標（標体の鉛直投影面積が二平方メートル以上のものに限る。第十九条第一項において同じ。）

十一 導標

十二 橋梁標（標体の鉛直投影面積が二平方メートル以上のものに限る。第十九条第一項において同じ。）

十三 霧信号所

十四 無線方位信号所

十五 ディファレンシャルGPS局（ディファレンシャル方式によりグローバルポジショニングシステムの位置誤差を補正する電波標識をいう。第六条第一項第十六号において同じ。）

十六 AIS信号所（AIS信号（船舶自動識別装置により送信される船舶の航行の安全に関する情報をいう。第四条及び第二十八条の四において同じ。）の提供を行う電波標識をいう。以下同じ。）

十七 船舶通航信号所（レーダー、通信施設その他の施設及びこれらの附属の設備により船舶交通に関する情報の収集及び提供を行う電波標識をいう。第六条第一項第十八号において同じ。）

十八 潮流信号所

第二章 海上保安庁の行う航路標識の管理

（管理航路標識に関する工事等の承認申請）

第一条の二 法第四条第一項の承認を受けようとする者は、第一号様式による申請書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

（申請書の記載事項）

第一条の三 法第四条第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 管理航路標識の名称
- 二 管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持の目的
- 三 管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持の期間
- 四 その他参考となるべき事項

(承認申請事項の指定)

第一条の四 海上保安庁長官は、法第四条第一項の承認の申請について特に必要があると認めるときは、同条第二項及び前条に規定する事項以外の事項を指定して申請させることができる。

(航路標識としての機能に支障が生じないようにするために必要な基準)

第一条の五 法第五条第二号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該管理航路標識の位置、構造又は設備を変更するものでないこと（海上保安庁長官が航路標識としての機能に支障が生じないと認める場合を除く。）。
- 二 当該管理航路標識又はその附属施設を損傷するおそれがあるものでないこと。
- 三 当該管理航路標識の機能の障害となるおそれのある管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持をするときは、その障害を防ぐため必要な措置をするものであること。

第三章 航路標識協力団体

(航路標識協力団体として指定することができる法人に準ずる団体)

第一条の六 法第七条第一項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

第四章 海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置及び管理

(設置の許可申請)

第二条 法第十一条第一項の許可を受けようとする者は、第一号の様式による申請書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 航路標識の設置位置及び付近の状況を示した図面
- 二 航路標識を設置しようとする土地、水面及び建物についての使用権原を証する書類
- 三 航路標識の全体を示した側面図
- 四 航路標識の機器の構成を示した図面
- 五 第二号様式による告示要項書

(申請書の記載事項)

第三条 法第十一条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 設置の目的
- 二 航路標識の供用開始の予定期日
- 三 その他参考となるべき事項

(用品の調書)

第四条 法第十一条第一項の許可の申請をする者が当該航路標識の用品として灯具、制御装置、電源装置、霧信号用機器、無線方位信号用機器、ディファレンシャルGPS用機器、AIS信号用機器、船舶通航信号用機器又は潮流信号用機器を使用するときは、第二条第一項の申請書及び同条第二項の書類のほか、当該用品の規格及び性能についての調書を提出しなければならない。ただし、海上保安庁長官が定める用品については、当該用品の型式を記入した書類を提出すれば足りる。

(許可申請事項の指定)

第五条 海上保安庁長官は、法第十一条第一項及び法第十三条第一項の許可の申請について特に必要があると認めるときは、法第十一条第二項並びに第二条、第三条及び第九条に規定する事項以外の事項を指定して申請させることができる。

(位置、構造及び設備の基準)

第六条 法第十二条第一号（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 既設の航路標識の機能を損なわないように設置すること。
- 二 航路標識の機能に及ぼす地形的影響ができるだけ少ない場所に、かつ、建築物、植物その他の物件により当該航路標識の機能が損なわれないように設置すること。
- 三 自重、波浪等による損傷等が航路標識の機能を損なわず、当該航路標識を継続して使用することに影響を及ぼさないこと。
- 四 灯台に係る標体並びに灯標及び灯浮標に係る標体及び頭標の塗色は、白、黒、赤、黄、緑又は青とし、海上保安庁長官が定める基準に適合するものであること。
- 五 灯台、灯標、灯浮標、導灯、指向灯、照射灯、施設灯及び橋梁灯にあつては、次の設備を有するものであること。
 - イ 灯光の光度又は実効光度は、設置の目的に適合するものであること。
 - ロ 灯光の色は、白、赤、黄、緑又は青とし、海上保安庁長官が定める基準に適合するものであること。
 - ハ 灯光の光り方は、不動光、単明暗光、群明暗光、等明暗光、単せん光、長せん光、群せん光、複合群せん光、連続急せん光、群急せん光、モールス符号光、連成不動単せん光、連成不動群せん光、不動互光、単せん互光、群せん互光、複合群せん互光又は明暗互光とし、海上保安庁長官が定める基準に適合するものであること。

と。

ニ 灯質（灯光の色及び光り方をいう。以下同じ。）は、付近の航路標識と明確に区別できるものであって、かつ、容易に視認できるものであること。

六 灯台にあっては、次の構造及び設備を有するものであること。

イ 標体の形状は、塔形、柱形又はやぐら形であること。

ロ 標体の塗色は、別表第一の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりであること。

ハ 標体を帯状に塗色する場合にあっては、帯の幅は、標体の高さを奇数等分した値であること。

ニ 灯質は、別表第一の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであること。

七 灯標にあっては、次の構造及び設備を有するものであること。

イ 標体の形状は、塔形又は柱形であること。

ロ 標体の塗色は、別表第二の第一欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げるとおりであること。

ハ 標体を帯状に塗色する場合にあっては、帯の幅は、標体の高さを二等分又は三等分した値であること。

ニ 標体を縦縞に塗色する場合にあっては、縦縞の幅は、標体の側面を縦に八等分した値であること。

ホ 灯質は、別表第二の第一欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げるとおりであること。

ヘ 頭標を設置すること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ト 頭標の形状及び塗色は、別表第二の第一欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の第四欄に掲げるとおりであること。

八 灯浮標にあっては、次の構造及び設備を有するものであること。

イ 標体の形状は、やぐら形であること。

ロ 標体の塗色は、別表第二の第一欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げるとおりであること。

ハ 標体を帯状に塗色する場合にあっては、帯の幅は、標体の高さを二等分又は三等分した値であること。

ニ 標体を縦縞に塗色する場合にあっては、縦縞の幅は、標体の側面を縦に八等分した値であること。

ホ 灯質は、別表第二の第一欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げるとおりであること。

ヘ 頭標を設置すること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限

りでない。

ト 頭標の形状及び塗色は、別表第二の第一欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の第四欄に掲げるとおりであること。

九 導灯にあっては、次の位置、構造及び設備を有するものであること。

イ 前灯及び後灯の位置は、それぞれの灯光を縦に一直線上に視認して進行した場合に安全に航行できるものであること。

ロ 標体の形状は、塔形、柱形又はやぐら形であること。

ハ 前灯の灯光は、後灯の灯光より低い位置に設置すること。

ニ 灯光の色は、赤又は緑であること。ただし、赤又は緑とすることが適当でない場合には、白又は黄とすることができる。

ホ 灯光の光り方は、次の基準に適合するものであること。

(1) 前灯及び後灯に係る灯光の光り方は、不動光、単明暗光又は等明暗光とし、原則として同一のものであること。ただし、これらを同一のものですることが適当でない場合には、不動光及び単明暗光又は不動光及び等明暗光とすることができる。

(2) 前灯及び後灯に係る灯光の光り方を単明暗光又は等明暗光とするときは、それぞれの光り方を同期させること。

ヘ 頭標を設置すること。

ト 前灯の頭標は、後灯の頭標より低い位置に設置すること。

十 指向灯にあっては、次の設備を有するものであること。

イ 灯光の色は、次の(1)から(3)までに掲げる色の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める水域において視認できるものであること。

(1) 白 可航水域（水源（別表第一の備考に規定する水源をいう。以下この号及び第十九条第一項第五号において同じ。）に向かって可航水域の左端及び可航水域の右端の水域を除く。）

(2) 緑 水源に向かって可航水域の左端及び可航水域の左側の水域

(3) 赤 水源に向かって可航水域の右端及び可航水域の右側の水域

ロ 灯光の光り方は、不動光、単明暗光又は等明暗光とし、原則として同一のものであること。ただし、これらを同一のものですることが適当でない場合には、不動光及び等明暗光（一周期が四秒のものに限る。）とすることができる。この場合において、赤及び緑の灯光の光り方は、同一のものであること。

十一 照射灯にあっては、次の設備を有するものであること。

イ 灯光が照射する範囲は、設置の目的に適合するものであること。

ロ 灯光の色は、白であること。ただし、白とすることが適当でない場合には、赤又は緑とすることができる。

ハ 灯光の光り方は、不動光であること。

ニ 副標を設置する場合には、当該副標の塗色は、白であること。

十二 施設灯の灯質は、次の表の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであること。

区分	灯質	
	色	光り方
風力発電施設に設置する施設灯	白	モールス符号光（一周期が八秒以上十五秒以下のものであって、モールス符号のUの信号に係るものに限る。）
	黄	単せん光又は群せん光
前項の施設灯以外のもの	白	モールス符号光（一周期が八秒以上十五秒以下のものであって、モールス符号のUの信号に係るものに限る。）

十三 橋梁灯にあつては、次の設備を有するものであること。

イ 灯質は、次の表の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであること。

区分	灯質	
	色	光り方
左側端灯	緑	不動光、等明暗光、単せん光、群せん光又はモールス符号光（モールス符号のUの信号に係るものを除く。）
右側端灯	赤	不動光、等明暗光、単せん光、群せん光又はモールス符号光（モールス符号のUの信号に係るものを除く。）
中央灯	白	不動光、等明暗光、長せん光（一周期が十秒のものに限る。）又はモールス符号光（モールス符号のAの信号に係るものに限る。）
橋脚灯	黄	不動光、単せん光、群せん光又はモールス符号光（モールス符号のA及びUの信号に係るものを除く。）

備考

- 一 この表において「左側端灯」とは、橋梁の下にある可航水域又は航路の左側（別表第二の備考第一号に規定する左側をいう。第十九条第一項第八号において同じ。）の端を示す施設をいう。
 - 二 この表において「右側端灯」とは、橋梁の下にある可航水域又は航路の右側（別表第二の備考第一号に規定する右側をいう。第十九条第一項第八号において同じ。）の端を示す施設をいう。
 - 三 この表において「中央灯」とは、橋梁の下にある可航水域又は航路の中央を示す施設をいう。
 - 四 この表において「橋脚灯」とは、橋脚を示す施設をいう。
- ロ 左側端灯、右側端灯及び中央灯に係る灯光の光り方は、原則として同一のものとして

し、不動光以外の光り方とする場合には、これらを同期させること。

ハ 橋梁の下に複数の可航水域又は航路がある場合であって、主たる可航水域又は航路を区別して示す必要があるときは、主たる可航水域又は航路を示すための灯光の光り方は、不動光以外とすること。

十四 霧信号所にあつては、次の設備を有するものであること。

イ 施設灯と併せて設置する霧信号所にあつては、音達距離が二海里以上であり、かつ、一周期が三十秒以内のモールス符号のUの信号に係る音を吹鳴するものであること。

ロ イに規定する霧信号所以外のものにあつては、一周期が六十秒以内の音を吹鳴するものであること。

ハ 音の吹鳴の一周期は、付近の霧信号所と明確に区別できるものであること。

十五 無線方位信号所にあつては、次の設備を有するものであること。

イ 有効範囲は、設置の目的に適合するものであること。

ロ レーダーから発射された電波を受信したときは、それに応答して電波を発射し、当該レーダーの指示器上にその位置を表示させるものであること。

ハ イ及びロに規定するもののほか、無線方位信号所の設備に関し必要な事項として海上保安庁長官が定める基準に適合するものであること。

十六 ディファレンシャルGPS局にあつては、次の設備を有するものであること。

イ 衛星の電波を受信して得られる測位誤差を補正する衛星測位誤差補正情報を送信できるものであること。

ロ イに規定するもののほか、ディファレンシャルGPS局の設備に関し必要な事項として海上保安庁長官が定める基準に適合するものであること。

十七 AIS信号所の設備は、海上保安庁長官が定める情報を自動的に送信するものであること。

十八 船舶通航信号所にあつては、次の設備を有するものであること。

イ 情報収集用設備は、レーダー、船舶自動識別装置、テレビカメラ、無線電話その他の手段により、船舶交通の状況及び船舶交通の安全を確保するために必要な情報を的確に収集できるものであること。

ロ 情報提供用設備は、無線電話、電光表示盤その他の手段により、船舶に対して迅速かつ的確に船舶交通の状況及び船舶交通の安全を確保するために必要な情報を提供できるものであること。

十九 潮流信号所の設備は、船舶に対して迅速かつ的確に潮流に関する情報を提供できるものであること。

2 地形的理由その他のやむを得ない理由により前項の基準によることができない航路標識については、同項の基準にかかわらず、海上保安庁長官が別に定める基準によることができる。

(管理の方法の基準)

第七条 法第十二条第三号（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 所定の運用時間中航路標識の運用を確実に維持すること。
- 二 航路標識の改修、清掃等を行うことにより、これを完全な状態に維持すること。
- 三 建築物、植物その他の物件により航路標識の機能を損なうこととなるときは、直ちに当該物件の除去等必要な措置をすること。
- 四 やむを得ない事由により、航路標識の運用を停止し、又は航路標識の機能を損なうこととなった場合及び当該航路標識の運用又は機能が復旧した場合に必要な海上保安庁との連絡体制を整備すること。
- 五 天災その他の事故により、航路標識の運用に支障を生じたときは、直ちにその復旧に努めるとともに、その運用をできるだけ継続する等船舶交通の危害予防のため適当な措置をすること。
- 六 航路標識につき改修その他の工事を行うときは、船舶の航行を阻害しないように適当な措置をすること。
- 七 航路標識には、灯光、音響又は電波を発する機器の部品のうち交換が可能な部品について、必要数量の予備品を確保しておくこと。

(許可を要しない軽微な変更)

第八条 法第十三条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

- 一 第二条第二項第五号に掲げる告示要項書に係る変更
- 二 前条第四号の規定の適用を受けて整備された海上保安庁との連絡体制に係る変更

(変更の許可申請)

第九条 法第十三条第一項の規定による変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した第三号様式による申請書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 航路標識の種類
- 三 航路標識の位置
- 四 航路標識の名称
- 五 変更しようとする事項
- 六 変更を必要とする理由
- 七 変更後の供用開始の予定期日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 航路標識の位置に係る変更がある場合には、第二条第二項第一号及び第五号の書類に変更後の位置を記入したもの並びに変更後の位置に係る同項第二号の書類
 - 二 航路標識の構造に係る変更がある場合には、第二条第二項第三号及び第五号の書類に変更後の状況を記入したもの
 - 三 航路標識の設備に係る変更がある場合には、第二条第二項第四号及び第五号の書類に変更後の状況を記入したもの
- 3 第四条の規定は、前二項の場合について準用する。

(電波を使用する航路標識)

第九条の二 法第十三条第三項の国土交通省令で定める航路標識は、A I S信号所とする。

(変更の届出)

第九条の三 法第十三条第三項又は第五項の規定による変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第三号の二様式による届出書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 A I S信号所の位置
- 三 A I S信号所の名称
- 四 変更した事項
- 五 法第十三条第三項の規定による変更の届出の場合には、変更を必要とした理由
- 六 変更した日時

(届出を要する変更)

第十条 法第十三条第六項の国土交通省令で定める事項は、航路標識の供用開始の予定期日とする。

(供用の休廃止等の届出)

第十一条 法第十四条の規定により、航路標識の供用の休止、廃止又は再開の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第四号様式による届出書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 航路標識の種類
- 三 航路標識の位置
- 四 航路標識の名称
- 五 休止の届出の場合には、休止の予定期日及び期間並びに休止に伴う措置

- 六 廃止の届出の場合には、廃止の予定期日及び廃止に伴う措置
- 七 再開の届出の場合には、再開の予定期日
- 八 休止、廃止又は再開を必要とする理由

(事故が発生した場合の報告)

第十二条 法第十五条の規定による報告は、電話、ファクシミリ装置その他なるべく早く到着するような手段によらなければならない。

- 2 海上保安庁長官は、前項の報告があったときは、必要と認める書類の提出を命ずることができる。

(直接管理)

第十三条 法第十八条第二項の規定により直接に管理する場合は、次の各号によらなければならない。

- 一 法第十一条第一項の許可を受けた者にその旨を事前に通知すること。
- 二 管理の期間その他の条件は、海上保安庁長官と法第十一条第一項の許可を受けた者とが協議して定めるところによるものであること。
- 2 海上保安庁長官は、航路標識を直接に管理するために必要と認める書類の提出を命ずることができる。

(収用)

第十四条 法第十八条第二項の規定により収用する場合は、法第十一条第一項の許可を受けた者にその旨を事前に通知しなければならない。

- 2 海上保安庁長官は、法第十一条第一項の許可に係る航路標識についての第五号様式による調書その他必要と認める書類の提出を命ずることができる。

(設置の届出)

第十五条 法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、第六号様式による届出書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 航路標識の設置位置及び付近の状況を示した図面
 - 二 航路標識を設置しようとする土地、水面及び建物についての使用権原を証する書類
 - 三 航路標識の全体を示した側面図
 - 四 第二号様式による告示要項書

(届出書の記載事項)

第十六条 法第二十一条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとす

る。

- 一 設置の目的
- 二 航路標識の供用開始の予定期日
- 三 その他参考となるべき事項

(事前届出を要しない軽微な変更)

第十七条 法第二十一条第二項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

- 一 第十五条第二項第四号に掲げる告示要項書に係る変更
- 二 第二十条第四号の規定の適用を受けて整備された海上保安庁との連絡体制に係る変更

(変更の届出)

第十八条 法第二十一条第二項の規定による変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第七号様式による届出書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 航路標識の種類
- 三 航路標識の位置
- 四 航路標識の名称
- 五 変更しようとする事項
- 六 変更を必要とする理由
- 七 変更後の供用開始の予定期日

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 航路標識の位置に係る変更がある場合には、第十五条第二項第一号及び第四号の書類に変更後の位置を記入したもの並びに変更後の位置に係る同項第二号の書類
- 二 航路標識の構造に係る変更がある場合には、第十五条第二項第三号及び第四号の書類に変更後の状況を記入したもの
- 三 航路標識の設備に係る変更がある場合には、第十五条第二項第四号の書類に変更後の状況を記入したもの

(位置、構造及び設備の基準)

第十九条 法第二十一条第三項の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 既設の航路標識の機能を損なわないように設置すること。
- 二 航路標識の機能に及ぼす地形的影響ができるだけ少ない場所に、かつ、建築物、植物その他の物件により当該航路標識の機能が損なわれないように設置すること。
- 三 自重、波浪等による損傷等が航路標識の機能を損なわず、当該航路標識を継続して

使用することに影響を及ぼさないこと。

四 陸上に設置される立標及び橋梁標に係る標体並びに海上に設置される立標及び浮標に係る標体及び頭標の塗色は、白、黒、赤、黄、緑又は青とし、海上保安庁長官が定める基準に適合するものであること。

五 立標にあつては、種類別に次の構造及び設備を有するものであること。

イ 陸上に設置するもの

- (1) 標体の形状は、塔形、柱形又はやぐら形であること。
- (2) 標体の塗色は、次の表の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであること。

区分	標体の塗色
港口又は湾口に設置する立標であつて、水源に向かって当該港口又は湾口の左側であることを示すもの	白
港口又は湾口に設置する立標であつて、水源に向かって当該港口又は湾口の右側であることを示すもの	赤
工事区域、作業区域その他の特別な区域の境界を示す立標	黄
前三項の立標以外のもの	白（白では視認が困難である場合にあつては、最上部から帯状に白及び黒又は白及び赤）

- (3) 標体を帯状に塗色する場合にあつては、帯の幅は、標体の高さを奇数等分した値であること。

ロ 海上に設置するもの

- (1) 標体の形状は、柱形であること。
- (2) 標体の塗色は、別表第三の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりであること。
- (3) 標体を帯状に塗色する場合にあつては、帯の幅は、標体の高さを二等分又は三等分した値であること。
- (4) 標体を縦縞に塗色する場合にあつては、縦縞の幅は、標体の側面を縦に八等分した値であること。
- (5) 頭標を設置すること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (6) 頭標の形状及び塗色は、別表第三の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであること。

六 浮標にあつては、次の構造及び設備を有するものであること。

- イ 標体の形状及び塗色は、別表第四の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりであること。
- ロ 標体を帯状に塗色する場合にあっては、帯の幅は、標体の高さを二等分又は三等分した値であること。
- ハ 標体を縦縞に塗色する場合にあっては、縦縞の幅は、標体の側面を縦に八等分した値であること。
- ニ 頭標を設置すること。ただし、標体の形状が設置すべき頭標と同一の形状の場合又は構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- ホ 頭標の形状及び塗色は、別表第四の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであること。
- 七 導標にあっては、次の位置、構造及び設備を有するものであること。
- イ 前標及び後標の位置は、それぞれの頭標を縦に一直線上に視認して進行した場合に安全に航行できるものであること。
- ロ 標体の形状は、塔形、柱形又はやぐら形であること。
- ハ 標体を縦縞に塗色する場合にあっては、縦縞の幅は、標体の側面を縦に八等分した値であること。
- ニ 頭標を設置すること。ただし、標体の形状が設置すべき頭標と同一の形状の場合又は構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- ホ 頭標の形状及び塗色は、別表第四の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであること。
- 七 導標にあっては、次の位置、構造及び設備を有するものであること。
- イ 前標及び後標の位置は、それぞれの頭標を縦に一直線上に視認して進行した場合に安全に航行できるものであること。
- ロ 標体の形状は、塔形、柱形又はやぐら形であること。
- ハ 頭標を設置すること。
- ニ 前標の頭標は、後標の頭標より低い位置に設置すること。
- 八 橋梁標に係る標体の形状及び塗色は、次の表の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであること。

区分	標体	
	形状	塗色
左側端標	正方形	緑
右側端標	上向き正三角形	赤
中央標	円形	白地に二本以上の赤の縦縞

備考

- 一 この表において「左側端標」とは、橋梁の下にある可航水域又は航路の左側の端を示す施設をいう。

二 この表において「右側端標」とは、橋梁の下にある可航水域又は航路の右側の端を示す施設をいう。

三 この表において「中央標」とは、橋梁の下にある可航水域又は航路の中央を示す施設をいう。

2 地形的理由その他のやむを得ない理由により前項の基準によることができない航路標識については、同項の基準にかかわらず、海上保安庁長官が別に定める基準によることができる。

(管理の方法の基準)

第二十条 法第二十一条第四項の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 所定の運用時間中航路標識の運用を確実に維持すること。
- 二 航路標識の改修、清掃等を行うことにより、これを完全な状態に維持すること。
- 三 建築物、植物その他の物件により航路標識の機能を損なうこととなるときは、直ちに当該物件の除去等必要な措置をすること。
- 四 やむを得ない事由により、航路標識の運用を停止し、又は航路標識の機能を損なうこととなった場合及び当該航路標識の運用又は機能が復旧した場合に必要な海上保安庁との連絡体制を整備すること。
- 五 天災その他の事故により、航路標識の運用に支障を生じたときは、直ちにその復旧に努めるとともに、その運用をできるだけ継続する等船舶交通の危害予防のため適当な措置をすること。
- 六 航路標識につき改修その他の工事を行うときは、船舶の航行を阻害しないように適当な措置をすること。

(直接管理)

第二十一条 第十三条の規定は、法第二十一条第七項の規定により直接に管理する場合について準用する。この場合において、第十三条第一項中「法第十一条第一項の許可を受けた者」とあるのは、「法第二十一条第一項の規定による届出をした者」と読み替えるものとする。

(収用)

第二十二条 第十四条の規定は、法第二十一条第七項の規定により収用する場合について準用する。この場合において、第十四条第一項中「法第十一条第一項の許可を受けた者」とあるのは「法第二十一条第一項の規定による届出をした者」と、同条第二項中「法第十一条第一項の許可」とあるのは「法第二十一条第一項の規定による届出」と読み替えるものとする。

(承継の届出)

第二十三条 法第二十一条第九項の規定による航路標識の設置の届出をした者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第八号様式による届出書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 被承継人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 航路標識の種類
- 四 航路標識の位置
- 五 航路標識の名称
- 六 承継の理由
- 七 承継の年月日
- 八 航路標識の管理の方法

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該承継の事実を証する書類
- 二 相続の場合にあっては、届出者と被相続人との続柄を証する書類
- 三 相続の場合であって、届出者以外に相続人があるときは、その者の氏名及び住所を記載した書類並びに当該届出に対するその者の同意書

(届出を要する変更)

第二十四条 第十条の規定は、法第二十一条第十項において読み替えて準用する法第十三条第六項の国土交通省令で定める事項について準用する。

(供用の休廃止等の届出)

第二十五条 第十一条の規定は、法第二十一条第十項において準用する法第十四条の規定による航路標識の供用の休止、廃止又は再開の届出について準用する。

(事故が発生した場合の報告)

第二十六条 第十二条の規定は、法第二十一条第十項において準用する法第十五条の規定による報告について準用する。

(立入検査をする者の身分を示す証票)

第二十七条 法第二十三条第三項の職員の身分を示す証票は、第九号様式によるものとする。

(聴聞開催の公示)

第二十八条 海上保安庁長官又は海上保安官は、法第二十六条第二項、法第二十七条第二項及び法第二十八条第二項若しくは第三項の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、あらかじめ、当該処分の件名に番号を付し、その旨を管区海上保安本部、海上保安監部、海上保安部又は海上交通センターの掲示板に掲示する等適当な方法で公示しなければならない。

(延滞金)

第二十八条の二 法第三十四条第二項の規定により海上保安庁長官が徴収する延滞金の額は、負担金を納付すべき期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ負担金の額に年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、負担金の額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる負担金の額は、その納付のあった負担金の額を控除した額による。

(電波を使用する航路標識)

第二十八条の三 法第三十六条第一項の国土交通省令で定める航路標識は、A I S信号所とする。

(情報の送信の申出)

第二十八条の四 法第三十六条第一項の規定による申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第十号様式による申出書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 申出に係る施設の位置
- 三 申出に係る施設の名称
- 四 送信を希望する情報の内容（A I S信号により示す地点（次条において単に「地点」という。）の数を含む。）
- 五 情報の送信を必要とする理由
- 六 希望する情報の送信の開始期日及び終了期日
- 七 その他参考となるべき事項

(手数料の額)

第二十八条の五 法第三十六条第二項の手数料の額は、同条第一項の規定により海上保安庁が送信する情報に係る地点の数が一の場合には一万二千五百円、二以上の場合には一万二千五百円に一を増すごとに二千七百元を加算した額とする。

(権限の委任)

第二十九条法及びこの省令に規定する海上保安庁長官の権限のうち、法第十三条第三項第三号及び第四項、法第二十四条並びに法第三十六条第一項並びに第四条ただし書、第六条、第十九条、第二十八条の四及び別表第一の備考の規定によるもの以外のものは、当該航路標識の設置に係る場所を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

2 法第十三条第三項第三号及び第四項の規定による海上保安庁長官の権限は、同条第三項第三号に規定する当該特定港の所在地を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

3 法第二十四条の規定による海上保安庁長官の権限（同条ただし書に規定する方法による場合に限る。）は、当該航路標識の設置に係る場所を管轄する管区海上保安本部長も行うことができる。

4 法第三十六条第一項及び第二十八条の四の規定による海上保安庁長官の権限は、当該空港、道路、港湾その他の施設の所在地を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

5 管区海上保安本部長は、次の各号に掲げる権限を当該各号に掲げる海上保安監部、海上保安部又は海上交通センターの長に行わせるものとする。

一 法第二章第三節（法第十三条第三項第三号及び第四項を除く。）、法第二十二条（法第四条第一項に係る部分を除く。）、法第二十三条第一項及び第二項並びに法第三十七条第一項第二号及び第三号（法第六条第二項及び法第二十八条第三項に係る部分を除く。）並びにこの省令（第一条の二、第一条の四、第一条の五第一号、第二十八条及び第二十八条の四を除く。）の規定による権限当該航路標識（海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第一条第二項に規定する同法を適用する海域に設置するもの及び当該海域以外の海域に設置する第一条第十四号から第十八号までに掲げるものを除く。次項において同じ。）の設置に係る場所を管轄する海上保安監部又は海上保安部

二 法第三章、法第三十七条第一項第二号及び第三号（法第二十八条第三項.....に係る部分に限る。）並びに法第三十八条並びに第二十八条の規定による権限

イ 海上保安監部、海上保安部又は海上交通センター（当該海上保安監部、海上保安部又は海上交通センターが管理する航路標識に係るものに限る。）

ロ 海上保安監部又は海上保安部（当該海上保安監部又は海上保安部の管轄する場所にある航路標識であって、海上保安庁以外の者が管理するものに限るものに限る。）

6 第一項の規定により管区海上保安本部長が行うこととされた権限のうち、法第十条の規定によるものは、当該航路標識の設置に係る場所を管轄する海上保安監部又は海上保安部の長も行うことができる。

別表第一（第六条第第一項第六号ロ及びニ関係）

区分	標体の塗色	灯質	
		色	光り方
港口又は湾口に設置する灯台であって、水源に向かって当該港口又は湾口の左側であることを示すもの	白	緑	不動光、単明暗光、群明暗光、等明暗光、単せん光、群せん光、連成不動単せん光又は連成不動群せん光
港口又は湾口に設置する灯台であって、水源に向かって当該港口又は湾口の右側であることを示すもの	赤	赤	不動光、単明暗光、群明暗光、等明暗光、単せん光、群せん光、連成不動単せん光又は連成不動群せん光
工事区域、作業区域その他の特別な区域の境界を示す灯台	黄	黄	単せん光
前三項の灯台以外のもの	白（白では視認が困難である場合にあっては、最上部から帯状に白及び黒又は白及び赤）	白（危険な海域を示す灯光にあっては、赤又は緑）	単明暗光、群明暗光、等明暗光（一周期が六秒以上のものに限る。）、単せん光又は群せん光
		白及び赤、白及び緑又は赤及び緑	不動互光、単せん互光、群せん互光又は複合群せん互光

備考

この表において「水源」とは、港その他の海上保安庁長官が定める場所をいう。

別表第二 (第六条第一項第七号ロ、ホ及びト並びに同項第八号ロ、ホ及びト関係)

区分	標体の塗色	灯質		頭標	
		色	光り方	形状	塗色
左舷標識	緑	緑	単せん光、群せん光、連続急せん光又はモールス符号光 (モールス符号のAからDまでの信号に係るものに限る。)	円筒形	緑
右舷標識	赤	赤	単せん光、群せん光、連続急せん光又はモールス符号光 (モールス符号のAからDまでの信号に係るものに限る。)	上向き円すい形	赤
北方位標識	上半分を黒、下半分を	白	連続急せん光	上向き円すい形二個を垂直線上に連掲した形	黒
東方位標識	上部を黒、中央部を黄、下部を黒	白	群急せん光 (一周期に三つの明間を有し、かつ、三番目の暗間として長暗間 (相対的に長さの長い暗間をいう。以下この表において同じ。) を有するものに限る。)	上向き円すい形一個と下向き円すい形一個とを上から順に垂直線上に連掲した形	黒
南方位標識	上半分を黄、下半分を黒	白	群急せん光 (一周期に六つの短明間 (相対的に長さの短い明間をいう。以下この項において同じ。) を有し、かつ、六番目の短明間の後に限り、一つの長明間 (相対的に長さの長い明間をいう。) を有するものに限る。)	下向き円すい形二個を垂直線上に連掲した形	黒
西方位標識	上部を黄、中央部を黒、下部を黄	白	群急せん光 (一周期に九つの明間を有し、かつ、九番目の暗間として長暗間を有するものに限る。)	下向き円すい形一個と上向き円すい形一個とを上から順に垂直線上に連掲した形	黒
孤	上部を	白	群せん光 (一周期が五秒又は十秒のも	球形二個を垂直	黒

立 障 害 標 識	黒、中 央部を 赤、下 部を黒		のであって、二つの明間を有するもの に限る。)	線上に連掲した 形	
安 全 水 域 標 識	白及び 赤の縦 縞	白	等明暗光（一周期が四秒のものに限る。 ）、長せん光（一周期が十秒のものに限 る。）又はモールス符号光（一周期が八 秒のものであって、モールス符号のA の信号に係るものに限る。）	球形	赤
特 殊 標 識	黄	黄	単せん光、群せん光（一周期が二十秒の ものであって、五つの明間を有するも のに限る。）又はモールス符号光（モー ルス符号のA及びUの信号に係るもの を除く。）	X形	黄
緊 急 沈 船 標 識	黄及び 青の縦 縞	黄 及 び 青	明暗互光	十字形	黄

備考

- 一 この表において「左舷標識」とは、航路の左側（水源（別表第一の備考に規定する水源をいう。以下この号において同じ。）に向かって左側をいう。以下この号及び次号において同じ。）の端であること、右側（水源に向かって右側をいう。次号において同じ。）に可航水域があること又は左側に沈没船その他の障害物があることを示す施設をいう。
- 二 この表において「右舷標識」とは、航路の右側の端であること、左側に可航水域があること又は右側に沈没船その他の障害物があることを示す施設をいう。
- 三 この表において「北方位標識」とは、北側に可航水域があること、南側に沈没船その他の障害物があること又は北側に航路の出入口、屈曲点、分岐点若しくは合流点があることを示す施設をいう。
- 四 この表において「東方位標識」とは、東側に可航水域があること、西側に沈没船その他の障害物があること又は東側に航路の出入口、屈曲点、分岐点若しくは合流

- 点があることを示す施設をいう。
- 五 この表において「南方位標識」とは、南側に可航水域があること、北側に沈没船その他の障害物があること又は南側に航路の出入口、屈曲点、分岐点若しくは合流点があることを示す施設をいう。
- 六 この表において「西方位標識」とは、西側に可航水域があること、東側に沈没船その他の障害物があること又は西側に航路の出入口、屈曲点、分岐点若しくは合流点があることを示す施設をいう。
- 七 この表において「孤立障害標識」とは、沈没船その他の障害物が孤立してあることを示す施設をいう。
- 八 この表において「安全水域標識」とは、航路の中央であること又は周囲に可航水域があることを示す施設をいう。
- 九 この表において「特殊標識」とは、工事区域、作業区域その他の特別な区域の境界であること又は海洋観測を行う施設その他の特別な施設があることを示す施設をいう。
- 十 この表において「緊急沈船標識」とは、沈没船があることを示すため、緊急に設置する施設をいう。

別表第三 (第十九条第一項第五号ロ(2)及び(6)関係)

区分	標体の塗色	頭標	
		形状	塗色
左舷標識	緑	円筒形	緑
右舷標識	赤	上向き円すい形	赤
北方位標識	上半分を黒、下半分を黄	上向き円すい形二個を垂直線上に連掲した形	黒
東方位標識	上部を黒、中央部を黄、下部を黒	上向き円すい形一個と下向き円すい形一個とを上から順に垂直線上に連掲した形	黒
南方位標識	上半分を黄、下半分を黒	下向き円すい形二個を垂直線上に連掲した形	黒
西方位標識	上部を黄、中央部を黒、下部を黄	下向き円すい形一個と上向き円すい形一個とを上から順に垂直線上に連掲した形	黒
孤立障害標識	上部を黒、中央部を赤、下部を黒	球形二個を垂直線上に連掲した形	黒
安全水域標識	白及び赤の縦縞	球形	赤
特殊標識	黄	X形	黄
緊急沈船標識	黄及び青の縦縞	十字形	黄

備考

この表において「左舷標識」、「右舷標識」、「北方位標識」、「東方位標識」、「南方位標識」、「西方位標識」、「孤立障害標識」、「安全水域標識」、「特殊標識」又は「緊急沈船標識」とは、それぞれ別表第二の備考第一号から第十号までに規定する左舷標識、右舷標識、北方位標識、東方位標識、南方位標識、西方位標識、孤立障害標識、安全水域標識、特殊標識又は緊急沈船標識をいう。

別表第四（第十九条第一項第六号イ及びホ関係）

区分	標体の塗色		頭標	
	形状	塗色	形状	塗色
左舷標識	やぐら形又は円筒形	緑	円筒形	緑
右舷標識	やぐら形又は上向き円すい形	赤	上向き円すい形	赤
北方位標識	やぐら形	上半分を黒、下半分を黄	上向き円すい形二個を垂直線上に連掲した形	黒
東方位標識	やぐら形	上部を黒、中央部を黄、下部を黒	上向き円すい形一個と下向き円すい形一個とを上から順に垂直線上に連掲した形	黒
南方位標識	やぐら形	上半分を黄、下半分を黒	下向き円すい形二個を垂直線上に連掲した形	黒
西方位標識	やぐら形	上部を黄、中央部を黒、下部を黄	下向き円すい形一個と上向き円すい形一個とを上から順に垂直線上に連掲した形	黒
孤立障害標識	やぐら形	上部を黒、中央部を赤、下部を黒	球形二個を垂直線上に連掲した形	黒
安全水域標識	やぐら形	白及び赤の縦縞	球形	赤
特殊標識	やぐら形、円筒形又は	黄	X形	黄

	上向き円すい形			
緊急沈船標識	やぐら形	黄及び青の縦縞	十字形	黄

備考

この表において「左舷標識」、「右舷標識」、「北方位標識」、「東方位標識」、「南方位標識」、「西方位標識」、「孤立障害標識」、「安全水域標識」、「特殊標識」又は「緊急沈船標識」とは、それぞれ別表第二の備考第一号から第十号までに規定する左舷標識、右舷標識、北方位標識、東方位標識、南方位標識、西方位標識、孤立障害標識、安全水域標識、特殊標識又は緊急沈船標識をいう。

第一号様式～第九号様式 (略)

航路標識の設備の基準等を定める告示

平成 29 年海上保安庁告示第 4 号

(用語の定義)

第一条 この告示において使用する用語は、航路標識法施行規則（昭和二十四年運輸省令第三十号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

(標体及び頭標の塗色の基準)

第二条 規則第六条第一項第四号及び第十九条第一項第四号の海上保安庁長官が定める基準は、次のとおりとする。

- 一 塗色は、次の表の上欄に掲げる色の区分に応じ、日本工業規格 Z 八七八一一三の色度図において、それぞれ同表の下欄に掲げる領域内の色度を有すること。

色	領域
白	x 座標〇・三五〇 y 座標〇・三六〇の点、x 座標〇・三〇〇 y 座標〇・三一〇の点、x 座標〇・二九〇 y 座標〇・三二〇の点及び x 座標〇・三四〇 y 座標〇・三七〇の点を順次に結んだ線により囲まれた領域
黒	x 座標〇・三八五 y 座標〇・三五五の点、x 座標〇・三〇〇 y 座標〇・二七〇の点、x 座標〇・二六〇 y 座標〇・三一〇の点及び x 座標〇・三四五 y 座標〇・三九五の点を順次に結んだ線により囲まれた領域
赤	x 座標〇・六九〇 y 座標〇・三一〇の点、x 座標〇・五九五 y 座標〇・三一五の点、x 座標〇・五六九 y 座標〇・三四一の点及び x 座標〇・六六五 y 座標〇・三四五の点を順次に結んだ線並びにスペクトル軌跡により囲まれた領域
黄	x 座標〇・五二二 y 座標〇・四七七の点、x 座標〇・四七〇 y 座標〇・四四〇の点、x 座標〇・四二七 y 座標〇・四八三の点及び x 座標〇・四六五 y 座標〇・五三四の点を順次に結んだ線並びにスペクトル軌跡により囲まれた領域
緑	x 座標〇・三一三 y 座標〇・六八二の点、x 座標〇・三一三 y 座標〇・四五三の点、x 座標〇・二三八 y 座標〇・四〇二の点及び x 座標〇・〇〇四 y 座標〇・六三二の点を順次に結んだ線並びにスペクトル軌跡により囲まれた領域
青	x 座標〇・〇七八 y 座標〇・一七一の点、x 座標〇・一九六 y 座標〇・二五〇の点、x 座標〇・二二五 y 座標〇・一八四の点及び x 座標〇・一三七 y 座標〇・〇三八の点を順次に結んだ線並びにスペクトル軌跡により囲まれた領域

- 二 当該塗色に係る視感反射率は、次に掲げる色の区分に応じ、それぞれ次に定める値であること。

- イ 白 七十五パーセント以上
- ロ 黒 三パーセント以下
- ハ 赤 七パーセント以上
- ニ 黄 五十パーセント以上
- ホ 緑 十二パーセント以上
- ヘ 青 七パーセント以上

(灯質の基準)

第三条 規則第六条第一項第五号ロの海上保安庁長官が定める基準は、次の表の上欄に掲げる色の区分に応じ、日本工業規格Z八七八一一三の色度図において、それぞれ同表の下欄に掲げる領域内の色度を有することとする。

色	領域
白	x座標○・四四○ y座標○・三八二の点、x座標○・二八五 y座標○・二六四の点、x座標○・二八五 y座標○・三三二の点、x座標○・四五三 y座標○・四四○の点及びx座標○・四五三 y座標○・三八二の点を順次に結んだ線により囲まれた領域
赤	x座標○・七一○ y座標○・二九○の点、x座標○・六九○ y座標○・二九○の点、x座標○・六六○ y座標○・三二○の点及びx座標○・六八○ y座標○・三二○の点を順次に結んだ線並びにスペクトル軌跡により囲まれた領域
黄	x座標○・五八六五 y座標○・四一三の点、x座標○・五八一 y座標○・四一一の点、x座標○・五五五 y座標○・四三五の点及びx座標○・五六○ y座標○・四四○の点を順次に結んだ線並びにスペクトル軌跡により囲まれた領域
緑	x座標○・〇〇九 y座標○・七二〇の点、x座標○・二八四 y座標○・五二〇の点、x座標○・二〇七 y座標○・三九七の点及びx座標○・〇一三 y座標○・四九四の点を順次に結んだ線並びにスペクトル軌跡により囲まれた領域
青	x座標○・一〇四 y座標○・一の点、x座標○・一五 y座標○・一の点、x座標○・一七五 y座標○・〇七の点及びx座標○・一四九 y座標○・〇二五の点を順次に結んだ線並びにスペクトル軌跡により囲まれた領域

第四条 規則第六条第一項第五号ハの海上保安庁長官が定める基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

区分	基準
不動光	一定の光度を保持し、暗間を有しないこと。
単明暗光	<ul style="list-style-type: none"> 一 一周期に一つの明間を有すること。 二 一周期は、四秒以上十五秒以下であること。 三 明間は、暗間の三倍以上であること。 四 暗間は、一秒以上であること。
群明暗光	<ul style="list-style-type: none"> 一 一周期に二つ以上四つ以下の明間を有すること。ただし、これにより難い場合にあつては、五つの明間を有することができる。 二 一周期に二つの明間を有する場合にあつては、一周期は、六秒以上二十秒以下であること。 三 一周期に三つ以上の明間を有する場合にあつては、一周期は、十三秒以上三十秒以下であること。 四 各短明間は、等しいこととし、一つの短明間は、一つの暗間以上であること。 五 一つの長明間は、一つの短明間の三倍以上であること。 六 各暗間は、等しいこととし、一つの暗間は、一秒以上であること。 七 一周期に二つの明間を有する場合にあつては、一つの短明間と一つの暗間との和は、二秒以上であること。 八 一周期に三つ以上の明間を有する場合にあつては、一つの短明間と一つの暗間との和は、三秒以上であること。
等明暗光	<ul style="list-style-type: none"> 一 一周期に一つの明間を有すること。 二 一周期は、四秒以上十二秒以下であること。 三 明間は、二秒以上であること。 四 明間と暗間とが等しいこと。
単せん光	<ul style="list-style-type: none"> 一 一周期に一つの明間を有すること。 二 一周期は、二秒以上十五秒以下であること。 三 明間は、○・五秒以上二秒未満であること。 四 暗間は、明間の三倍以上であること。
長せん光	<ul style="list-style-type: none"> 一 一周期に一つの明間を有すること。 二 一周期は、八秒以上二十秒以下であること。 三 明間は、二秒であること。

	<p>四 暗間は、明間の三倍以上であること。</p>
<p>群せん光</p>	<p>一 一周期に二つ以上五つ以下の明間を有すること。ただし、これにより難い場合にあっては、六つの明間を有することができる。</p> <p>二 一周期に二つの明間を有する場合にあっては、一周期は、三秒以上二十秒以下であること。</p> <p>三 一周期に三つ以上の明間を有する場合にあっては、一周期は、九秒以上三十秒以下であること。</p> <p>四 各明間は、等しいこととし、一つの明間は、〇・五秒以上であること。</p> <p>五 各短暗間（相対的に長さの短い暗間をいう。以下この表において同じ。）は、等しいこととし、一つの短暗間は、一つの明間以上であること。</p> <p>六 一つの長暗間は、一つの短暗間の三倍以上であること。</p> <p>七 一周期に二つの明間を有する場合にあっては、一つの明間と一つの短暗間との和は、一秒以上であること。</p> <p>八 一周期に三つ以上の明間を有する場合にあっては、一つの明間と一つの短暗間との和は、二秒以上であること。</p>
<p>複合群せん光</p>	<p>一 一周期に三つの明間を有し、かつ、二番目及び三番目の暗間として長暗間を有すること。</p> <p>二 一周期は、七秒であること。</p> <p>三 各明間は、等しいこととし、一つの明間は、〇・五秒以上であること。</p> <p>四 各長暗間は、等しいこととし、一つの長暗間は、一つの短暗間の三倍以上であること。</p> <p>五 一つの明間と一つの短暗間との和は、一秒以上であること。</p>
<p>連続急せん光</p>	<p>一 毎秒一回の割合の明間を有すること。</p> <p>二 明間と暗間とが等しいこと。</p>
<p>群急せん光</p>	<p>一 一周期に三つの明間を有し、かつ、三番目の暗間として長暗間を有する場合</p> <p>イ 一周期は、十秒であること。</p> <p>ロ 明間と短暗間とが等しいこと。</p> <p>ハ 一つの明間と一つの短暗間との和は、一秒であること。</p> <p>二 一周期に九つの明間を有し、かつ、九番目の暗間として長暗</p>

	<p>間を有する場合</p> <p>イ 一周期は、十五秒であること。</p> <p>ロ 明間と短暗間とが等しいこと。</p> <p>ハ 一つの明間と一つの短暗間との和は、一秒であること。</p> <p>三 一周期に六つの短明間を有し、かつ、六番目の短明間の後に限り、一つの長明間を有する場合</p> <p>イ 一周期は、十五秒であること。</p> <p>ロ 長明間は、二秒であること。</p> <p>ハ 短明間と短暗間とが等しいこと。</p> <p>ニ 一つの短明間と一つの短暗間との和は、一秒であること。</p>
<p>モールス符号光</p>	<p>一 モールス符号のE、H、I、M、O、S及びT以外の信号に係る光を有すること。</p> <p>二 一周期は、六秒以上三十秒以下であること。</p> <p>三 短明間は、〇・五秒以上であること。</p> <p>四 長明間は、短明間の三倍以上であること。</p> <p>五 長暗間は、短暗間の七倍以上であること。</p> <p>六 短明間と短暗間とが等しいこと。</p>
<p>連成不動単せん光</p>	<p>不動光及び単せん光を有すること。</p>
<p>連成不動群せん光</p>	<p>不動光及び群せん光を有すること。</p>
<p>不動互光</p>	<p>一 一周期に異なる色の二つの明間を有すること。</p> <p>二 一定の光度を保持し、暗間を有しないこと。</p> <p>三 一周期は、十秒以上三十秒以下であること。</p> <p>四 各明間は、等しいこと。</p>
<p>単せん互光</p>	<p>一 一周期に異なる色の二つの明間を有すること。</p> <p>二 一周期は、十秒以上三十秒以下であること。</p> <p>三 各明間は、等しいこととし、一つの明間は、〇・五秒以上二秒未満であること。</p> <p>四 各暗間は、等しいこととし、一つの暗間は、一つの明間の三倍以上であること。</p>
<p>群せん互光</p>	<p>一 一周期に異なる色の二つの明間を有すること。</p> <p>二 一周期は、三秒以上二十秒以下であること。</p> <p>三 各明間は、等しいこととし、一つの明間は、〇・五秒以上であること。</p>

	<p>四 一つの短暗間は、一つの明間以上であること。</p> <p>五 一つの長暗間は、一つの短暗間の三倍以上であること。</p> <p>六 一つの明間と一つの短暗間との和は、一秒以上であること。</p>
複合群せん互光	<p>一 一周期に三つの明間（三番目の明間は、他の明間と比較して異なる色のものに限る。）を有し、かつ、二番目及び三番目の暗間として長暗間を有すること。</p> <p>二 一周期は、二十秒以上三十秒以下であること。</p> <p>三 各明間は、等しいこととし、一つの明間は、〇・五秒以上であること。</p> <p>四 各長暗間は、等しいこととし、一つの長暗間は、一つの短暗間の二倍以上であること。</p>
明暗互光	<p>一 一周期に異なる色の二つの明間を有すること。</p> <p>二 一周期は、三秒であること。</p> <p>三 各明間は、等しいこととし、一つの明間は、一秒であること。</p> <p>四 各暗間は、等しいこと。</p>

(水源)

第五条 規則別表第一の備考の海上保安庁長官が定める場所は、浮標式を定める告示（昭和五十八年海上保安庁告示第百三十一号）第四条の表の水域の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の水源の欄に定める場所とする。

(無線方位信号所の設備の基準)

第六条 規則第六条第一項第十五号ハの海上保安庁長官が定める基準は、送信装置については、次のとおりとする。

- 一 周波数は、九、三二〇メガヘルツから九、五〇〇メガヘルツまでを含む範囲であること。
- 二 レーダーから発射された電波を受信した後、応答を開始するまでの遅延時間は、〇・七マイクロ秒以内であること。
- 三 一回の電波発射後、次の応答が可能となるまでの時間は、一〇〇マイクロ秒であること。
- 四 送信する電波の偏波は、水平偏波であること。
- 五 レーダーの指示器上に無線方位信号所の位置を表示させる識別符号は、モールス符号（C、D、G、K、M、O、Q、X、Y及びZの信号に係るものに限る。）とし、当該識別符号の表示される範囲は、当該無線方位信号所の有効範囲のおおむね二十パ

一セント以下であること。

(ディファレンシャルGPS局の設備の基準)

第七条 規則第六条第一項第十六号ロの海上保安庁長官が定める基準は、送信装置については、次のとおりとする。

- 一 二八五キロヘルツから三二五キロヘルツまでの周波数の電波を使用するものであること。
- 二 変調信号は、パルスにより構成されるものであり、その送信速度は、毎秒二五ビット、五〇ビット、一〇〇ビット又は二〇〇ビットのいずれかであること。
- 三 変調方式は、MSK方式であること。
- 四 変調信号は、二値信号の「0」が搬送波の位相を九〇度遅らせ、「1」が搬送波の位相を九〇度進めるものであること。
- 五 搬送波の位相変化は連続的で、位相変化の許容値は九〇度プラスマイナス〇・三度以内であること。

(AIS信号所が送信する情報)

第八条 規則第六条第一項第十七号の海上保安庁長官が定める情報は、AIS信号所と併せて設置する航路標識の地点をAIS信号により示す場合は第一号から第六号まで、AIS信号所と併せて設置する施設（航路標識を除く。以下この条において同じ。）の地点をAIS信号により示す場合は第一号から第四号まで及び第六号、法第十三条第三項の規定によりAIS信号所の設備を変更し、当該AIS信号所と併せて設置する航路標識又は施設の地点と異なる地点をAIS信号により示す場合は第一号から第四号までに掲げるものとする。

- 一 当該地点の表示目的に関する情報
- 二 当該地点の位置に関する情報
- 三 当該地点の名称に関する情報
- 四 当該地点と当該AIS信号所の地点の位置関係に関する情報
- 五 当該航路標識に係る機器に関する情報
- 六 当該AIS信号所の測位装置その他の機器に関する情報

浮標式を定める告示(抄)

昭和58年海上保安庁告示第131号

第一条～第三条 (略)

(水源)

第四条 左舷標識、右舷標識、左航路優先標識及び右航路優先標識の方向の基準となる水源は、次の表の上欄に掲げる水域ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

水域	水源
一 港、湾、河川及びこれらに接続する水域	港若しくは湾の奥部又は河川の上流
二 瀬戸内海(関門海峡を含み、宇高航路を除く。)	阪神港
三 宇高航路	宇野港
四 八代海	三角港
五 前各号上欄に掲げる水域以外の水域	沖縄県与那国島